

毎週火、金、日行入但休日(日)に当るときは翌日(日)  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

◇教委規則鳥取県立青年の家の管理運営に関する規則

## 目次

鳥取県立青年の家の管理運営に関する規則をここに公布する。

昭和三十七年九月一日

鳥取県教育委員会委員長職務代行者 小田 大吉

鳥取県教育委員会規則第六号

鳥取県立青年の家の管理運営に関する規則

### (目的)

第一条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第三十三

条第一項及び鳥取県立青年の家の設置及び使用料に関する条例(昭和三十七年七月鳥取県条例第三十五号)第七条の規定に基づき、鳥取県立青年の家の管理運営に關し必要な事項を定めることを目的とする。

### (所掌事務)

第二条 鳥取県立青年の家(以下「青年の家」という。)においては、次の事務を行なう。

- 一 青少年の研修に關すること。
- 二 青少年の体育及び健全なレクリエーションの奨励に關すること。
- 三 その他必要と認める事項に關すること。

### (職制)

第三条 青年の家に、所長を置く。

2 特に必要があると認めるときは、主任を置くことができる。

### (職務)

第四条 所長は、上司の命を受け、所務を掌理する。

2 主任は、所長をたすけ所務に従事し、所長に事故が

あるときは、その職務を代行する。

(職員の職)

第五条 青年の家に置く職員の職は、次のとおりとする。

(吏員相当職員の職)

所長

主任

主事

(その他の職員の職)

主事補

2 前項に掲げる職のほか、その他の職員のうち地方公務員法(昭和二十五年法律二百六十一号)第五十七条に規定する単純な業務に雇用される職員の職は、次のとおりとする。

用務員

(休業日)

第六条 青年の家の休業日は、十二月二十八日から翌年一月三日までとする。ただし、所長が必要と認める場合は臨時に休業することができる。

(使用時間)

第七条 青年の家の使用時間は、宿泊の場合を除き午前九時から午後九時までとする。ただし、所長が必要と認める場合は、使用時間を変更することができる。

(使用申込)

第八条 青年の家を使用する者は、あらかじめ別紙様式第一号による使用申込書を所長に提出し、その許可を受けなければならない。

(使用の取消し又は変更)

2 所長は、前項により許可したときは、すみやかに別紙様式第二号による使用許可書を申込者に交付する。

(使用の停止又は制限)

第九条 申込者が、使用許可を得た後使用を取消し、又は変更しようとするときは、直ちにその旨を所長に届け出なければならない。

第十条 所長は、青年の家を使用する者が次の各号の一に該当すると認める場合は、使用の許可を取消し、又は使用制限をすることができる。

一 許可を受けた使用目的以外に使用し、又はそのおそれのあるとき。

二 風紀、秩序を乱し、又は施設及び設備をき損するおそれのあるとき。

三 その他管理及び運営上不適当な行為のあつたとき。

(弁償)

第十一条 所長は、青年の家の施設及び設備にき損を与えた者に対し、現品又は時価相当の代価をもつて弁償させなければならない。ただし、その原因が不可抗力によると認めるときは、この限りでない。

(承認事項)

第十二条 所長は、次の事項について、教育長の承認を受けなければならない。

一 所長の具外出張に関すること。

二 休業日及び使用時間の変更に関すること。

三 三日以上にわたり臨時に休業すること。

四 その他運営上の重要な事項に関すること。

(報告)

第十三条 所長は、青年の家の使用状況及び収入状況を各月ごとに取りまとめ、翌月十日までに教育長に報告しなければならない。

(委任)

第十四条 この規則に定めるもののほか、青年の家の管理運営に必要事項は、教育長の承認を受けて所長が定める。

附 則

1 この規則は、昭和三十七年九月一日から施行する。

2 鳥取県教育委員会事務局組織規程(昭和三十一年四月鳥取県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第三条中社会教育課の項の第九号を次のように改める。

九 県立の図書館、科学博物館及び青年の家に関すること。

